

# 平成28年度「県民との協働推進モデル事業」募集要項

平成29年3月2日一部改正（平成29年4月1日施行）

平成29年11月28日一部改正（平成29年11月28日施行）

## 1 事業の趣旨

島根県では、このたび「県民との協働推進モデル事業」を創設しました。

この事業は、県が特定非営利活動法人または市民活動団体（以下「NPO法人等」という。）と協働で取り組みたい「島根県総合戦略」に掲げる県政課題を提示し、協働の形成（計画策定）から協働の実践・発展（事業実施）までを、段階的かつ継続的に支援することで、課題の解決を図るとともに、モデル的な取り組みとして広く紹介し、協働を普及させることを目的として実施します。

## 2 事業の概要

年度	支援段階	補助上限額	補助率	期間	補助対象経費
H28	協働の形成	200千円	10/10	1年以内	計画策定に係る経費
H29	協働の実践	1,000千円	10/10	1年以内	事業の実施に要する経費
H30	協働の発展	500千円	1/2	1年以内	事業の発展に要する経費

※ 各支援段階において、審査会による選考を行い、2事業程度の採択を予定しています。

※ 協働形成の熟度が高い場合は、平成28年度から「協働の実践」を前倒して実施することもできます。なお、「協働の実践」補助上限額は、平成28・29年度の2か年あわせて1,000千円です。

※ 平成30年度の事業の実施は、予算成立が前提となります。

## 3 協働により解決を目指す県政課題 ※詳細は別紙を参照ください。

- ① 「子どもや子育て家庭が気軽に利用できる居場所の整備」
- ② 「起業家を育成する環境づくり」

## 4 応募資格

島根県内のNPO法人等で、しまね社会貢献基金登録団体であること。

※ 「しまね社会貢献基金」への登録がお済みでない団体は、登録手続きが必要です。

※ 登録手続きについては、ホームページをご覧ください。

## 5 個別意見交換の実施

募集にあたり、今回県が取り組みたい課題の共有および協働へ向けた相互理解を図るため、あらかじめNPO法人等と県担当課（必要に応じて市町村など関係機関含む）との個別の意見交換を開催します。

（1）参加申込：協働エントリー申込書（様式第1号）を、郵送または電子メールにより、島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室まで提出してください。

※ 申込書は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

（2）申込期間：平成28年3月16日（水）～4月15日（金）

（3）意見交換：日時、場所を個別に調整のうえ実施します。

※意見交換に参加されない場合は、事業申請できませんのでご注意ください。

## 6 協働形成事業

県政課題の解決に向けて、NPO法人等と担当課との協働により、課題解決目標、実施内容、役割分担等を盛り込んだ事業計画を策定していただきます。

### (1) 事業の実施期間

平成28年7月（補助金交付決定日）から平成29年2月末日まで

### (2) 対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ、アルバイト等賃金）、謝金、旅費（交通費）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料等です。食糧費及び備品購入費は対象外とします。

なお、人件費及び謝金については、次表の金額を上限とします。

区 分		一人当たり単価
人 件 費	①スタッフ	13,900 円/日（県標準人件費予算単価）
	②アルバイト	6,100 円/日（県一般業務賃金予算単価）
	③有償ボランティア	5,568 円/日（最低賃金 696 円/時間）
謝 金	①研修会等	大学教授・准教授 6,300 円/時間
		その他（専門的知見を有する場合） 5,100 円/時間
		その他 3,000 円/時間
②講演会	県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 （上記①では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合）	
③コーディネーター・パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 （コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること）	

### (3) 申請手続き

次の書類を、持参又は郵送により、島根県環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室まで提出してください。

- ・提出書類： ① 事業申請書（様式第2号）
- ② 事業提案企画書（様式第3-1号）※添付省略
- ③ 事業収支計画書（様式第4号）
- ④ 参考となる資料（任意、A4サイズ相当・5枚以内）
- ・提出期間：平成28年5月16日（月）～5月31日（火）

※ 1団体が応募できる県政課題は、1課題とします。

※ 申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

### (4) 選考方法

公開プレゼンテーションによる審査会を開催し、民間の委員を主体に構成する審査委員会において提案内容を総合的に評価、選考します。（6月予定。開催日時・場所等は、応募者に別途連絡します）。

### (5) 審査のポイント

- ・事業の目的、公益性
- ・協働の必要性、協働の相乗効果（見込み）
- ・NPO法人等と県担当課との課題及び協働についての認識共有
- ・事業のモデル性、波及効果（見込み）、事業継続の見通し

(6) 採択・決定

- ・事業採択は、公開審査会で決定します。
- ・採択予定事業は、2事業程度を予定しています。
- ・事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- ・島根県からの補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。

7 協働実践事業

協働の形成を経て、NPO法人等と担当課等との協働により、課題解決に向けて事業を実践していただきます。

(1) 事業の実施期間

平成29年4月（補助金交付決定日）から平成30年3月末日まで

(2) 対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ、アルバイト等賃金）、謝金、旅費（交通費）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料及び備品購入費等です。食糧費は対象外とします。

なお、人件費及び謝金の上限金額については、協働形成事業と同様の取り扱いとしますが、アルバイト、有償ボランティアの単価は以下のとおりとします。

アルバイト	6,200 円/日（県一般業務賃金予算単価）
有償ボランティア	5,744 円/日（最低賃金 718 円/時間）

(3) 申請手続き

次の書類を、持参又は郵送により、島根県環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室まで提出してください。

- ・提出書類：① 事業申請書（様式第2号）  
② 事業提案企画書（様式第3-2号）  
③ 事業収支計画書（様式第4号）  
④ 参考となる資料（任意、A4サイズ相当・5枚以内）

・提出期限：平成29年2月28日（火）必着

※申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

※「協働の形成」を実施していない場合は、事業申請できませんのでご注意ください。

(4) 選考方法

公開プレゼンテーションによる審査会を開催し、民間の委員を主体に構成する審査委員会において提案内容を総合的に評価、選考します。（29年3月予定。開催日時・場所等は、応募者に別途連絡します。）

(5) 審査のポイント

- ・計画の実現性
- ・事業実施による成果見込み
- ・協働の相乗効果および協働の役割分担
- ・多様な主体との連携
- ・事業の波及効果及び事業の継続性
- ・協働形成の審査意見への対応状況

(6) 採択・決定

- ・事業採択は、公開審査会の選考をもとに決定します。
- ・採択予定事業は、2事業程度を予定しています。

- ・事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- ・島根県からの補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。

## 8 協働発展事業

協働形成及び協働実践を経て、NPO法人等と担当課等との協働により事業を継続・発展させ、事業効果をさらに高めたり、普及させたりするために取り組んでいただきます。

申請手続き、審査等については、協働実践の実施者に別途ご案内します。

### (1) 事業の実施期間

平成30年4月（補助金交付決定日）から平成31年3月末日まで

### (2) 対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ、アルバイト等賃金）、謝金、旅費（交通費）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料及び備品購入費等です。食糧費は対象外とします。

なお、人件費及び謝金の上限金額については、協働形成事業と同様の取り扱いとしますが、アルバイト、有償ボランティアの単価は以下のとおりとします。

アルバイト	5,800 円/日（県賃金一般業務賃金予算単価）
有償ボランティア	5,735 円/日（最低賃金 740 円/時間×7 時間 45 分）

### (3) 申請手続き

次の書類を、持参又は郵送により、島根県環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室まで提出してください。

- ・提出書類：① 事業申請書（様式第2号）  
② 事業提案企画書（様式第3-3号）  
③ 事業収支計画書（様式第4号）  
④ 参考となる資料（任意、A4サイズ相当・5枚以内）

・提出期限：平成30年1月28日（月）必着

※申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

※「協働の実践」を実施していない場合は、事業申請できませんのでご注意ください。

### (4) 選考方法

公開プレゼンテーションによる審査会を開催し、民間の委員を主体に構成する審査委員会において提案内容を総合的に評価、選考します。（平成30年3月予定。開催日時・場所等は、応募者に別途連絡します。）

### (5) 審査のポイント

- ・事業の目的、内容、計画
- ・事業実施による成果見込み
- ・事業の発展性
- ・事業の自立、継続性
- ・事業の波及効果
- ・協働の相乗効果、役割分担

### (6) 採択・決定

- ・事業採択は、公開審査会の選考をもとに決定します。
- ・採択予定事業は、2事業以内です。
- ・事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- ・島根県からの補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。

(7) 事業実施後の成果報告会

事業実施後は、報告会による事業の事例発表を行っていただきます。(平成31年3月予定。開催日時・場所等は、応募者に別途連絡します。)

9 その他

- (1) 応募のあった提案内容については、事業の概要及び提案団体の名称等を公表します。また、採択された事業については、実施状況等を協働の事例として広く紹介します。
- (2) 事業実施後は、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。
- (3) 提案事業が採択された場合は、「協働研修」及び「成果報告会」に参加いただきます。

10 留意事項

- (1) 事業に関する会計帳簿類（支出に伴う領収書等を含む。）を整備し、事業終了後5年間保存していただきます。
- (2) 意見交換の参加及び応募に要する経費は、自己負担とします。
- (3) 提出いただいた書類については、返却いたしません。

《参考》 全体スケジュール

区分	時期	内容
協働エントリー	H28年3月～4月	意見交換への参加申込
意見交換	H28年4～5月	県担当課との個別意見交換会
協働形成事業	H28年6月	事業の申請及び選考
	H28年7月～29年3月	形成事業の実施 ※期間中に、協働醸成の研修を開催します。
協働実践事業	H29年3月	事業の申請及び選考
	H29年4月(28年10月)～30年3月	実践事業の実施 ※期間中に、協働力向上の研修を開催します。
協働発展事業	H30年2～3月	事業の申請及び選考
	H30年4月～31年3月	発展事業の実施
成果報告	H31年3月	公開による成果報告会

【お問い合わせ先・関係書類提出先】

島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室

住所：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎）

電話：0852-22-6099 FAX：0852-22-5636

メールアドレス：npo@pref.shimane.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/

《別紙》 平成28年度「県民との協働推進モデル事業」 県政課題の詳細

県政課題	背景及び趣旨	NPO法人等に求めたいこと
<p>① 子どもや子育て家庭が気軽に利用できる居場所の整備</p> <p>【担当課】 健康福祉部 青少年家庭課</p>	<p>・共働き家庭やひとり親家庭の増加により、放課後児童クラブの利用児童は増えているが、受け皿は十分でなく、放課後や長期休暇中に安心して過ごせる場所が不足している。</p> <p>・少子化や核家族化、地域社会の人間関係の希薄化により、異世代の子どもや地域住民と関わる機会が減少しており、子育て家庭が孤立し、子育ての負担感や不安感が増加している。</p> <p>・経済的理由による栄養不足や孤食、学力低下などの課題を抱えた子どもが増加しており、子どもの貧困が社会問題化している。</p> <p>・「子ども・子育て支援新制度」など公的な制度が充実しつつあるが、すべてをカバーすることはできず、地域全体での子育て支援が必要となっている。</p> <p>・子どもたちが心身共に健やかに成長し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域住民が主体となって子どもや子育て家庭が気軽に利用できる居場所を整備していく必要がある。</p> <p>＜居場所のイメージ＞ 対象:多様な世代が誰でも気軽に利用可能 居場所で行うこと:遊び、各種体験、学習支援、食事の提供など、地域の実情に応じたもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所づくりのためのネットワーク構築（民間団体、行政等）</li> <li>・子どもの居場所の運営、管理</li> <li>・問題を抱える子どもの発掘</li> <li>・地域内外への情報発信</li> </ul>
<p>② 起業家を育成する環境づくり</p> <p>【担当課】 商工労働部 産業振興課</p>	<p>廃業件数が起業件数を大幅に上回る中、地域経済を維持・拡大するためには、新たな担い手となる起業家を増やすことが重要である。そのため、地域において、起業を目指す人を、身近な関係機関が連携し、継続的な支援をする環境を整備することが必要であり、セミナーや個別相談などに取り組まれている。</p> <p>しかし、実際には、事業性の高いビジネスプランの作成やスタートアップに必要な取引先や協業者などのネットワーク構築は困難であり、起業に至るケースは少ない。</p> <p>起業希望者とビジネスの現場を結び付ける「交流の場」、「成長の場」が求められている。</p>	<p>起業家精神の涵養、起業に必要な情報の収集・交換、メンターとの交流、ビジネスプランのブラッシュアップなど、起業家の成長の場として機能する起業希望者と先輩起業家の交流拠点づくり</p>